【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2022年10月12日提出
【計算期間】	ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型） 第4計算期間 （自　2022年1月20日　至　2022年7月19日） ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型） 第4特定期間 （自　2022年1月20日　至　2022年7月19日）
【ファンド名】	ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型） ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　小松　幹太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇　保宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日本を含む世界の株式を投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

［ダイワSociety 5.0関連株ファンド(資産成長型)］
［ダイワSociety 5.0関連株ファンド(予想分配金提示型)］

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表［ダイワSociety 5.0関連株ファンド(資産成長型)］

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル（含む日本）	ファミリーファンド	あり（　　）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年2回	日本		
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 （投資信託証券 （その他資産 （投資信託証券 （株式　一般））	年6回（隔月）	欧州		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
	その他（　）	中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表［ダイワSociety 5.0関連株ファンド(予想分配金提示型)］

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦ
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＲＦ
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	ＴＯＰＩＸ	目論見書等において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレスhttp://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて2,500億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

① 「Society 5.0」をテーマに投資信託証券を選定し、日本を含む世界の株式に実質的に投資します。

◉ Society 5.0とは、Society 1.0（狩猟社会）、Society 2.0（農耕社会）、Society 3.0（工業社会）、Society 4.0（情報社会）に続く、未来社会のモデルを意味する言葉です。科学技術の高度な発展を基盤として様々な困難や課題を解決し、利便性の高い社会を実現することが期待されています。

Society 1.0 ～ 5.0の移り変わり

◉ Society 5.0を4つのコンセプトに分け、それぞれの成長性を考慮して、各コンセプトへの投資配分を決定します。

4つのコンセプト

支える技術
（デジタル基盤技術等）

健康的な暮らし
（医療等）

便利な暮らし
（省力化等）

豊かな暮らし
（消費・サービス等）

※上記のイラストはイメージです。

◉ 競争優位性等を考慮して投資信託証券を選定し、各コンセプト内における投資配分を決定します。

◉ 投資信託証券の選定および組入比率の決定にあたっては、以下の方針を基本とします。

選定および組入比率の決定プロセスのイメージ

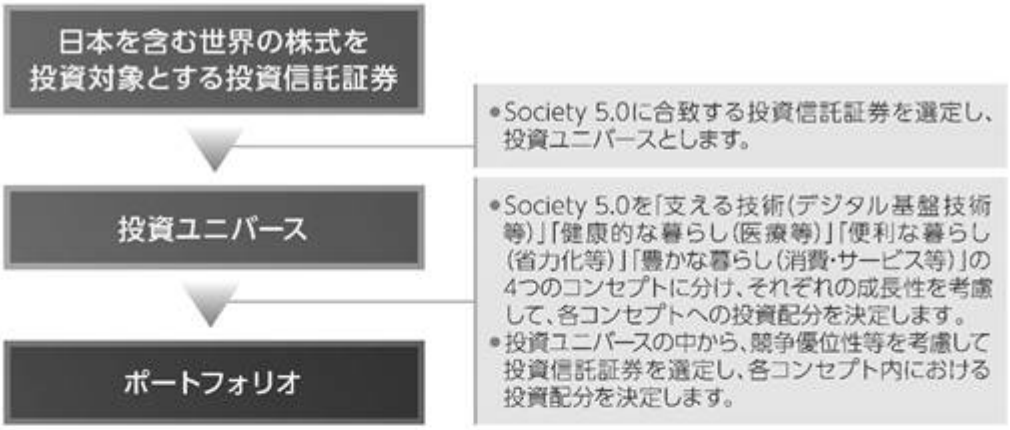

・投資ユニバース、各コンセプトへの投資配分、投資を行なう投資信託証券については、適宜見直しを行ないます。
※投資ユニバースについて、くわしくは「投資ユニバースの概要」をご参照ください。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

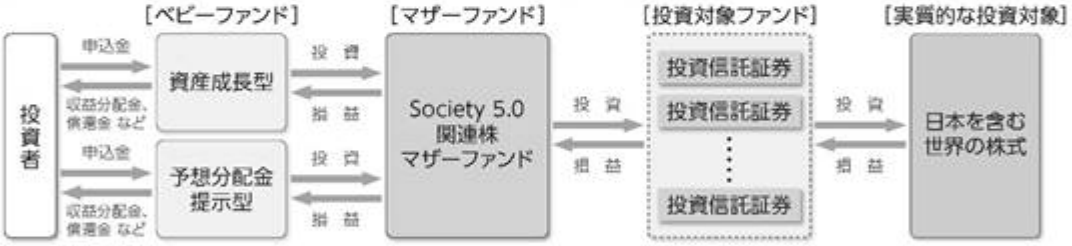

- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、投資信託証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

◉ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限

◉ マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
◉ 株式への直接投資は、行ないません。
◉ マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
◉ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

② 分配方針の異なる2つのコースがあります。

資産成長型

毎年1月19日および7月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2021年1月19日（休業日の場合翌営業日）までとします。

［分配方針］

❶ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

❷ 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

予想分配金提示型

毎月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2020年8月19日（休業日の場合翌営業日）までとします。

［分配方針］

❶ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

❷ 原則として、分配対象額の範囲内で、下記に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

● 計算期末の前営業日の基準価額の水準に応じ、下記の金額の分配をめざします。

＊基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

当該計算期末に向けて基準価額が急激に変動した場合等には、下記の分配を行なわないことがあります。

計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
10,000円以上 11,000円未満	100円
11,000円以上 12,000円未満	200円
12,000円以上 13,000円未満	300円
13,000円以上 14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

＊計算期末の前営業日の基準価額が10,000円未満の場合、原則として、分配を行ないません。

※基準価額に応じて、分配金額が変動します。基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。
※分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。

販売会社によっては「資産成長型」または「予想分配金提示型」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

投資ユニバースの概要

下記はマザーファンドの投資ユニバースに含まれている投資信託証券について、目論見書作成時点で委託会社が各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

コンセプト	投資信託証券	運用会社	実質的な投資対象
支える技術 （デジタル基盤技術等）	グローバルIoT関連株ファンド （為替ヘッジなし） （適格機関投資家専用）	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	世界の株式
	テクノロジー株式ファンド （適格機関投資家専用）	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	米国の株式
	三菱UFJ国際 サイバーセキュリティ株式オープン（為替ヘッジなし） （FOFs用）（適格機関投資家限定）	三菱UFJ国際投信株式会社	世界の株式
	グローバルX AI&ビッグデータ ETF （米国籍、米ドル建）	グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	世界の株式
健康的な暮らし （医療等）	フィデリティ・世界医療機器関連株ファンド・セレクト （為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	フィデリティ投信株式会社	世界の株式
	Nikkoam FOFs用グローバル全生物ゲノム株式ファンド （適格機関投資家向け）	日興アセットマネジメント株式会社	世界の株式
	グローバルX 長寿・高齢社会 ETF（米国籍、米ドル建）	グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	世界の株式
	グローバルX eドック（遠隔医療&デジタルヘルス）ETF （米国籍、米ドル建）	グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	世界の株式
便利な暮らし （省力化等）	アクサ IM・グローバル・フィンテック関連株式ファンド （為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	世界の株式
	アクサ IM・グローバル・ロボット関連株式ファンド （為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社	世界の株式
	SMDAM・グローバル EV関連株ファンド （FOFs用）（適格機関投資家専用）	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	世界の株式
豊かな暮らし （消費・サービス等）	SMDAM・フード・テクノロジー株式ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	世界の株式
	Nikkoam FOFs用グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド （適格機関投資家向け）	日興アセットマネジメント株式会社	世界の株式
	グローバルX eコマース ETF （米国籍、米ドル建）	グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	世界の株式
	グローバルX ヒーローズ （ゲーム&eスポーツ）ETF （米国籍、米ドル建）	グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	世界の株式
	グローバルX クラウド・コンピューティング ETF （米国籍、米ドル建）	グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	世界の株式
	グローバルX ソーシャルメディア ETF（米国籍、米ドル建）	グローバル X マネジメント・カンパニー・エルエルシー	世界の株式

［収益分配金に関する留意事項］

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

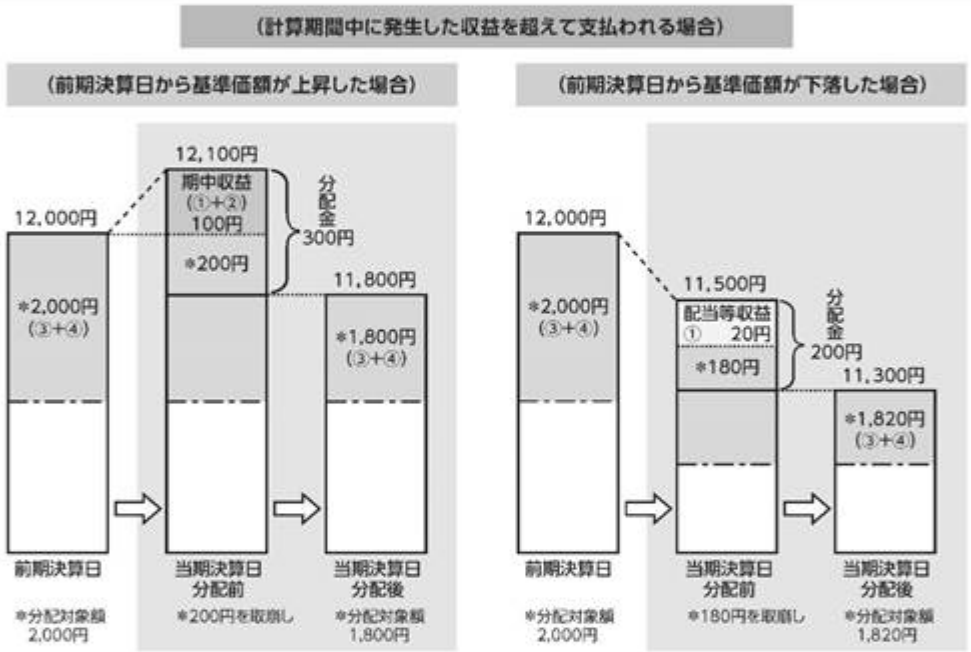

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

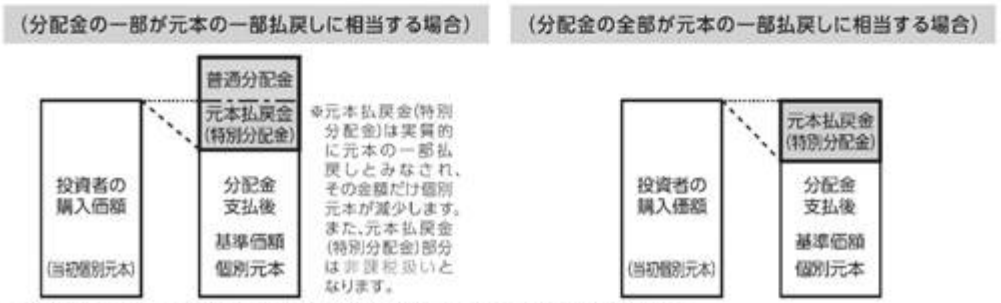

普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金) … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2)【ファンドの沿革】

2020年7月20日　　信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者

収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など

↑↓※1　　収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）

委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成　など

↓運用指図↑↓※2　　損益↑↓信託金（※3）

受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算　など

損益↑↓投資

投資対象	日本を含む世界の株式を投資対象とする複数の投資信託証券　など （ファミリーファンド方式で運用します。）

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（2022年7月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

＜各ファンド共通＞

①　主要投資対象

Society 5.0関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、Society 5.0をテーマに日本を含む世界の株式を投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざします。

※　Society 5.0とは、Society 1.0（狩猟社会）、Society 2.0（農耕社会）、Society 3.0（工業社会）、Society 4.0（情報社会）に続く、未来社会のモデルを意味する言葉です。科学技術の高度な発展を基盤として様々な困難や課題を解決し、利便性の高い社会を実現することが期待されています。

ロ．マザーファンドにおける投資信託証券の選定および組入比率の決定にあたっては、以下の方針を基本とします。

1. Society 5.0に合致する投資信託証券を選定し、投資ユニバースとします。
2. Society 5.0を「支える技術（デジタル基盤技術等）」「健康的な暮らし（医療等）」「便利な暮らし（省力化等）」「豊かな暮らし（消費・サービス等）」の4つのコンセプトに分け、それぞれの成長性を考慮して、各コンセプトへの投資配分を決定します。
3. 投資ユニバースの中から、競争優位性等を考慮して投資信託証券を選定し、各コンセプト内における投資配分を決定します。
4. 投資ユニバース、各コンセプトへの投資配分、投資を行なう投資信託証券については、適宜見直しを行ないます。

※　投資ユニバースについて、くわしくは「投資ユニバースの概要」をご参照ください。

ハ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ニ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2)【投資対象】

＜各ファンド共通＞

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたSociety 5.0関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

④　前②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

①　運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

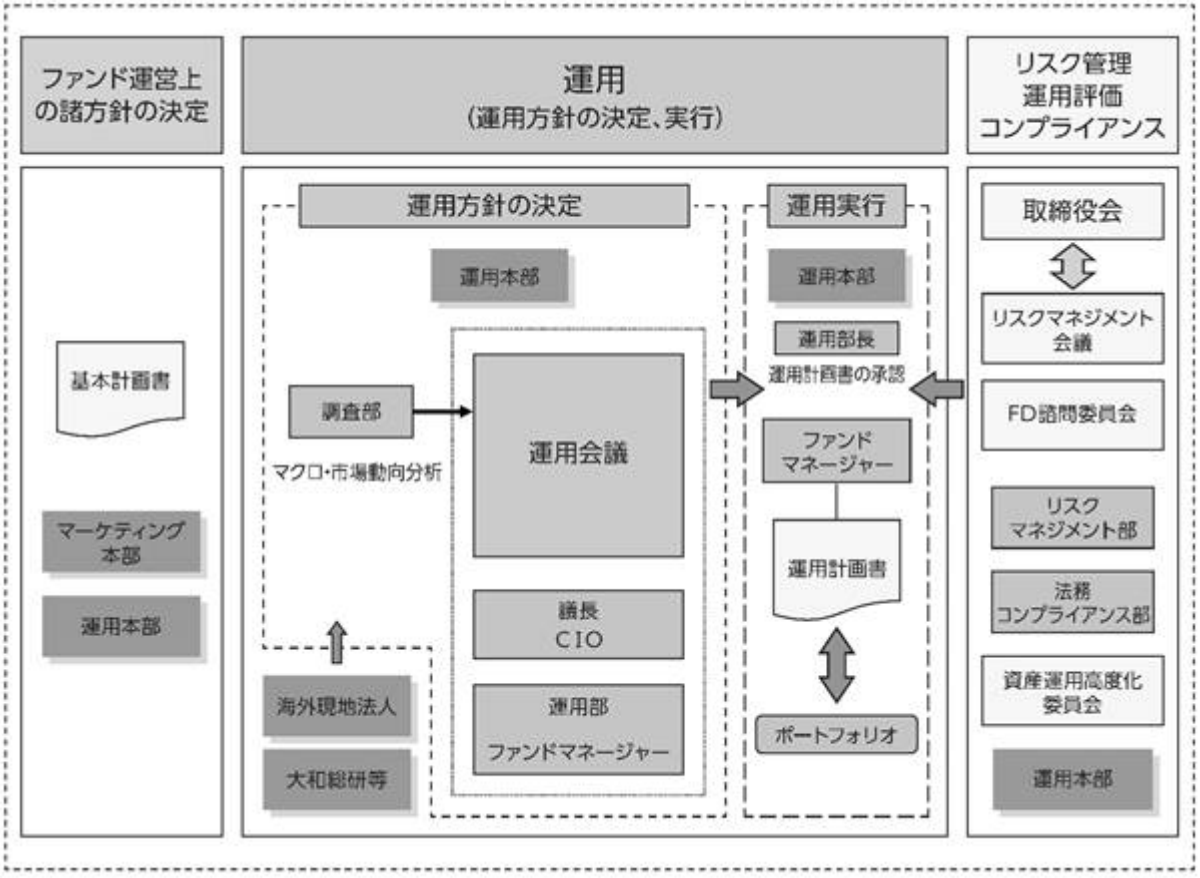

②　運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから

提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③　職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（2名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・基本的な運用方針の決定

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は45～55名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ハ．資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2022年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

＜資産成長型＞

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

＜予想分配金提示型＞

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 下記イ．およびロ．に基づき分配します。

イ．計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。）が10,000円未満の場合、原則として、分配は行ないません。

ロ．計算期末の前営業日の基準価額が10,000円以上の場合、原則として、分配対象額の範囲内で、当該基準価額に応じ、下記の金額（1万口当たり）を分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

ａ．10,000円以上11,000円未満の場合・・・100円
ｂ．11,000円以上12,000円未満の場合・・・200円
ｃ．12,000円以上13,000円未満の場合・・・300円
ｄ．13,000円以上14,000円未満の場合・・・400円
ｅ．14,000円以上の場合　　・・・500円

なお、当該計算期末に向けて基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

＜各ファンド共通＞

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

③ 投資信託証券への投資制限（信託約款）

マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑦ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑧　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞ マザーファンド（Society 5.0関連株マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

①　主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、Society 5.0をテーマに日本を含む世界の株式を投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざします。

※　Society 5.0とは、Society 1.0（狩猟社会）、Society 2.0（農耕社会）、Society 3.0（工業社会）、Society 4.0（情報社会）に続く、未来社会のモデルを意味する言葉です。科学技術の高度な発展を基盤として様々な困難や課題を解決し、利便性の高い社会を実現することが期待されています。

ロ．投資信託証券の選定および組入比率の決定にあたっては、以下の方針を基本とします。

1. Society 5.0に合致する投資信託証券を選定し、投資ユニバースとします。
2. Society 5.0を「支える技術（デジタル基盤技術等）」「健康的な暮らし（医療等）」「便利な暮らし（省力化等）」「豊かな暮らし（消費・サービス等）」の4つのコンセプトに分け、それぞれの成長性を考慮して、各コンセプトへの投資配分を決定します。
3. 投資ユニバースの中から、競争優位性等を考慮して投資信託証券を選定し、各コンセプト内における投資配分を決定します。
4. 投資ユニバース、各コンセプトへの投資配分、投資を行なう投資信託証券については、適宜見直しを行ないます。

※　投資ユニバースについて、くわしくは「投資ユニバースの概要」をご参照ください。

ハ．投資信託証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ニ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

※　別に定める投資信託証券について、くわしくは「投資ユニバースの概要」をご参照ください。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

④　前②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への直接投資は、行ないません。

②　投資信託証券

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

＜参考＞投資ユニバースの概要

◆本項は、マザーファンドの投資ユニバースに含まれている投資信託証券の投資態度、信託報酬、関係法人等について、目論見書作成時点で各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

◆今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

・投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

グローバルIoT関連株ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

商品分類	**追加型投信/内外/株式**
基本方針	**グローバルIoT関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。**
主要投資対象	**マザーファンドの受益証券**

投資態度	1.マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、日本を含む世界の金融商品取引所等に上場しているIoT関連企業の株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）に投資することで、信託財産の成長をめざします。 ※当ファンドにおいて、IoT関連企業とは、IoTを活用した製品・サービスの提供およびビジネスの創出・拡大を行なう企業、IoTを支える通信インフラを管理、提供する企業、IoTに関連した技術を駆使し、AI（人工知能）に携わる企業などをいいます。 2.マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。 3.原則として実質組入外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行ないません。 4.資金動向、市況動向その他の要因等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ＜マザーファンド＞ 1.主として、日本を含む世界の金融商品取引所等に上場しているIoT関連企業の株式に投資することで、信託財産の成長をめざします。 ※当ファンドにおいて、IoT関連企業とは、IoTを活用した製品・サービスの提供およびビジネスの創出・拡大を行なう企業、IoTを支える通信インフラを管理、提供する企業、IoTに関連した技術を駆使し、AI（人工知能）に携わる企業などをいいます。 2.ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。 イ）日本を含む世界の金融商品取引所に上場している株式から、IoT関連企業に該当する銘柄を特定します。 ロ）個別銘柄調査においては、バリュエーション水準、ファンダメンタルズ分析、モメンタムを重視し、組入候補銘柄の選定を行ないます。 ハ）独自のクオンツモデルを活用し、流動性、ボラティリティなどを考慮してポートフォリオの構築を行ないます。 3.株式の組入比率は、原則として高位に維持します。 4.運用にあたっては、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。 5.外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行ないません。 6.資金動向、市況動向その他の要因等によっては上記のような運用ができない場合があります
ベンチマーク	なし

主な投資制限	1.マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 2.株式への実質投資割合には、制限を設けません。 3.外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 4.同一企業が発行する株式の実質組入比率の合計は、純資産総額の10%以下とします。 5.有価証券先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引は行ないません。 6.有価証券の空売りは行ないません。 7.信用取引は行ないません。 8.資金の借り入れは信託財産の純資産総額の10%以内とします。 9.上記にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャーおよび債券等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 10.投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
決算日	年1回　毎年3月13日（同日が休業日の場合は翌営業日） 初回決算日：2018年3月13日
信託期間	無期限
収益分配方針	毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 ①分配対象額の範囲は繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（繰越欠損補填後、評価損益を含む）等の金額とします。 ②分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行なわないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
運用管理費用（信託報酬）等	純資産総額に対し、年率0.5731%（税抜0.521%）を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用（信託報酬）の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2017年4月24日
委託会社	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
運用委託先	＜マザーファンド＞ ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

テクノロジー株式ファンド（適格機関投資家専用）

商品分類	追加型投信／海外／株式

基本方針	**netWINテクノロジー株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。**
主要投資対象	**マザーファンドの受益証券**

投資態度	1.主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。 2.信託財産は、マザーファンドを通じて、テクノロジー(インターネットを含みます。以下同じ。)の発展により恩恵を受ける米国企業の株式を主要な投資対象とします。これらの企業には、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、サービス等のセクターにおいて、インフラ、コンテンツ、サービス等を提供する企業を含みます。 3.テクノロジーを活用することで、コスト構造、収益性、競争優位性の改善や維持が期待できる企業や、ビジネス・モデルの継続性が期待できる企業の株式でポートフォリオを構築します。 4.市場にて取引されている米国株式に主として投資しますが、信託財産の約25%を上限として米国以外の株式(エマージング諸国のマーケットの株式や外貨建て株式を含みます。)に投資することがあります。 5.実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いません。 6.ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 7.投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。 8.市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。 ＜マザーファンド＞ 1.信託財産は、主として米国の株式に投資し、株式への投資割合は、原則として高位に保ちます。 2.テクノロジー(インターネットを含みます。以下同じ。)の発展により恩恵を受ける米国企業の株式を主要な投資対象とします。これらの企業には、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、サービスセクターにおいて、インフラ、コンテンツ、サービス等を提供する企業を含みます。 3.テクノロジーを活用することで、コスト構造、収益性、競争優位の改善や維持が期待できる企業や、ビジネス・モデルの継続性が期待できる企業の株式でポートフォリオを構築します。 4.市場にて取引されている米国株式に主として投資しますが、信託財産の約25%を上限として米国以外の株式(エマージング諸国のマーケットの株式や外貨建て株式を含みます。)に投資することがあります。 5.ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 6.市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
ベンチマーク	なし

主な投資制限	1.株式への実質投資割合には制限を設けません。 2.外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 3.デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 4.新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 5.同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 6.投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 7.デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 8.一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算日	毎年5月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
信託期間	原則として無期限
収益分配方針	毎計算期末に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 1.長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。 2.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。 3.分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。 4.収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
運用管理費用(信託報酬)等	純資産総額に年率0.8481%（税抜年率0.771%）を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)の他に、その他諸費用がかかります。
設定日	2020年7月15日
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
運用委託先	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

三菱ＵＦＪ国際 サイバーセキュリティ株式オープン（為替ヘッジなし）（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）

商品分類	追加型株式投資信託／適格機関投資家私募

基本方針	サイバーセキュリティ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券
投資態度	①サイバーセキュリティ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の金融商品取引所に上場しているサイバーセキュリティ関連企業の株式に投資を行います。なお、当ファンドにおいて、サイバーセキュリティ関連企業とは、サイバー攻撃に対するセキュリティ技術を有し、これを活用した製品・サービスを提供するテクノロジー関連の企業等をいいます。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 ＜マザーファンド＞ ①主として日本を含む世界の金融商品取引所に上場しているサイバーセキュリティ関連企業の株式に投資を行います。なお、当ファンドにおいて、サイバーセキュリティ関連企業とは、サイバー攻撃に対するセキュリティ技術を有し、これを活用した製品・サービスを提供するテクノロジー関連の企業等をいいます。 ②株式等への投資にあたっては、サイバーセキュリティの需要拡大および技術向上の恩恵を享受すると考えられる企業の株式の中から、持続的な利益成長性、市場優位性、財務健全性、株価水準等を考慮して組入銘柄を選定します。 ③株式等の運用にあたっては、ヴォヤ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに運用指図に関する権限を委託します。 ④株式等の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ⑤組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
ベンチマーク	なし

主な投資制限	①株式への実質投資割合に制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ⑨スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。 ⑩外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。
決算日	原則として毎年６月６日
信託期間	2020年７月13日から無期限
収益分配方針	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託報酬等	純資産総額の年0.8481%（税抜年0.771%） ※以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
設定日	2020年７月13日
委託会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
運用委託先	＜マザーファンド＞ ヴォヤ・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

グローバルX AI&ビッグデータ ETF（米国籍、米ドル建）

商品分類	米国籍外国上場投資信託/米ドル建

基本方針	Indxx Artificial Intelligence & Big Data Index（以下、対象指数という。）への動きに連動した投資成果をめざします。
主要投資対象	世界の株式
投資態度	原則として、世界の株式に投資し、対象指数への動きに連動した投資成果をめざします。
ベンチマーク	Indxx Artificial Intelligence & Big Data Index
主な投資制限	純資産の 80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
決算日	年1回　毎年11月30日
信託期間	無期限とします。
収益分配方針	原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額の範囲は、税引き後の配当等収益等および売買益等とします。 分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託報酬等	委託会社報酬　　年0.68% ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2018年5月11日
委託会社	Global X Management Company LLC.
受託会社	Brown Brothers Harriman & Co.　（カストディアン）

フィデリティ・世界医療機器関連株ファンド・セレクト（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

商品分類	追加型株式投資信託／適格機関投資家私募／内外／株式
基本方針	フィデリティ世界医療機器関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、投資信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	マザーファンド受益証券

投資態度	1.フィデリティ世界医療機器関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている医療関連の機器、設備、技術等を提供する企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。 2.マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。 3.実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。 4.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ＜マザーファンド＞ 1.主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている医療関連の機器、設備、技術等を提供する企業の株式に投資を行ないます。 2.株式への投資は、高位を維持することを基本とします。 3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 4.資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
ベンチマーク	なし
主な投資制限	1.株式への実質投資割合には、制限を設けません。 2.外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 3.投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除く。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 4.同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の35%以下とします。 5.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
分散規制	特化型
決算日	年１回 毎年6 月15 日(同日が休業日の場合は翌営業日)
信託期間	2025 年7 月18 日（金曜日）まで（約５年）
収益分配方針	運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで投資信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。
運用管理費用(信託報酬)等	純資産総額に対して、年0.8481%（税抜0.771%） 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率0.10%（税込）を上限としてファンドから支払うことができます。
設定日	2020 年7 月9 日（木）
委託会社	フィデリティ投信株式会社

運用委託先	＜マザーファンド＞ FIAM LLC（所在地：米国）
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

Nikkoam FOFs用グローバル全生物ゲノム株式ファンド（適格機関投資家向け）

新商品分類	追加型投信／内外／株式
基本方針	主として、グローバル全生物ゲノム株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	マザーファンド受益証券
投資態度	主として、グローバル全生物ゲノム株式マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ＜マザーファンド＞ 主として、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されている、ゲノム技術に関連するビジネスを行なう企業およびゲノム技術の恩恵を受ける企業の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 株式の銘柄選定にあたっては、各企業の成長性、収益性、財務健全性、流動性等を勘案して行ないます。 株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 （運用指図権限の委託） 日興アセットマネジメント アメリカズ・インクに運用指図権限を委託する。
ベンチマーク	なし
主な投資制限	株式：制限なし 投資信託証券：（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除いて）5%以下 外貨建資産：制限なし
決算日	原則、毎年12月７日（休業日の場合は、翌営業日） 初回は、2020年12月７日とする。
信託期間	約10年４ヵ月（2030年12月６日まで）

収益分配方針	毎期分配 （累積投資適用） 原則として次の通り収益分配を行なう。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む）等の全額。 ②分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定する。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともある。 ③留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行なう。
運用管理費用(信託報酬)等	純資産総額に対し、年万分の78.1（税抜）の率を乗じて得た額を日々計上する。 ※運用管理費用（信託報酬）の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2020年７月17日
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用委託先	＜マザーファンド＞ 日興アセットマネジメント アメリカズ・インク
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

グローバルX 長寿・高齢社会 ETF（米国籍、米ドル建）

商品分類	米国籍外国上場投資信託/米ドル建
基本方針	Indxx Aging Population Thematic Index（以下、対象指数という。）への動きに連動した投資成果をめざします。
主要投資対象	世界の株式
投資態度	原則として、世界の株式に投資し、対象指数への動きに連動した投資成果をめざします。
ベンチマーク	Indxx Aging Population Thematic Index
主な投資制限	純資産の 80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
決算日	年1回　毎年11月30日
信託期間	無期限とします。
収益分配方針	原則として以下の方針に基づき分配を行います。 1.分配対象額の範囲は、税引き後の配当等収益等および売買益等とします。 2.分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託報酬等	委託会社報酬　　年0.50% ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2016年5月9日
委託会社	Global X Management Company LLC.
受託会社	Brown Brothers Harriman & Co.　（カストディアン）

グローバルX eドック（遠隔医療&デジタルヘルス） ETF（米国籍、米ドル建）

商品分類	米国籍外国上場投資信託/米ドル建

基本方針	Solactive Telemedicine & Digital Health Index（以下、対象指数という。）への動きに連動した投資成果をめざします。
主要投資対象	世界の株式、ADR、およびGDR
投資態度	原則として、世界の株式に投資し、対象指数への動きに連動した投資成果をめざします。
ベンチマーク	Solactive Telemedicine & Digital Health Index
主な投資制限	純資産の 80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
決算日	年1回　毎年11月30日
信託期間	原則、無期限とします。
収益分配方針	原則として以下の方針に基づき分配を行います。 1.分配対象額の範囲は、税引き後の配当等収益等および売買益等とします。 2.分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託報酬等	委託会社報酬　　年0.68% ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2020年7月29日
委託会社	Global X Management Company LLC.
受託会社	Brown Brothers Harriman & Co.　（カストディアン）

アクサ IM・グローバル・フィンテック関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

商品分類	追加型株式投資信託／適格機関投資家私募
基本方針	アクサ IM・グローバル・フィンテック関連株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	マザーファンドの受益証券

投資態度	1.主として、マザーファンドの受益証券を通じて日本を含む世界のフィンテック関連企業の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資することで、信託財産の成長を目指して運用を行います。投資にあたっては、①キャッシュレス・ビジネス、②テクノロジーを積極的に取り込む金融ビジネス、③フィンテックの技術基盤の3つの成長テーマに着目します。 ※当ファンドにおいてフィンテック関連企業とは、多岐にわたる新たなテクノロジーを通じて、保険、資産運用、融資、決済などの既存の金融サービスに変革をもたらす企業をいいます。 2.マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。 3.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 4.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ＜マザーファンド＞ 1.主として、日本を含む世界のフィンテック関連企業の株式に投資することで、信託財産の成長を目指して運用を行います。投資にあたっては、①キャッシュレス・ビジネス、②テクノロジーを積極的に取り込む金融ビジネス、③フィンテックの技術基盤の3つの成長テーマに着目します。 ※当ファンドにおいてフィンテック関連企業とは、多岐にわたる新たなテクノロジーを通じて、保険、資産運用、融資、決済などの既存の金融サービスに変革をもたらす企業をいいます。 2.ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針で行うことを基本とします。 イ）日本を含む世界の金融商品取引所に上場している株式の中から、金融・経済情勢などを勘案した上で、フィンテック分野で長期にわたり成長の可能性を有する企業群を選定します。その中から、流動性の低い銘柄を除外したものを投資対象銘柄として選定します。 ロ）投資対象銘柄の中から、詳細なファンダメンタル企業分析を行い、中長期的な収益成長性、フィンテック分野における優位性、新しい技術を開発または活用する能力、市場をリードする商品・サービスの有無、強力な経営陣などを考慮することで、組入候補銘柄を選定します。 ハ）選定した組入候補銘柄から、株価の上昇期待度や下落の余地、ポートフォリオ全体のリスクなどを考慮して、確信度に基づいて組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。 3.株式および株式関連証券の組入比率は、原則として高位に維持します。 4.運用にあたっては、アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリに運用の指図に関する権限を委託します。 5.外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 6.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
ベンチマーク	なし

主な投資制限	1.株式への実質投資割合には、制限を設けません。 2.外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 3.同一企業が発行する株式の実質組入比率の合計は、純資産総額の10%以下とします。 4.有価証券先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引は行いません。 5.有価証券の空売りは行いません。 6.信用取引は行いません。 7.資金の借り入れは信託財産の純資産総額の10%以内とします。 8.上記にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 9.投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
決算日	年2回　毎年5月10日、11月10日(同日が休業日の場合は翌営業日) 初回決算日：2018年11月12日（月曜日）
信託期間	約5年（2023年6月8日（木曜日）まで）とします。ただし、信託満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
収益分配方針	毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。 1.分配対象額の範囲は繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（繰越欠損補填後、評価損益を含む）等の金額とします。 2.分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 3.留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
運用管理費用（信託報酬）等	委託会社報酬　　年0.5500%(税抜　年0.500%) 受託者報酬　　年0.022%（税抜　年0.02%） 販売報酬　　年0.0011%（税抜　年0.001%） 合計　年0.5731%（税抜 年0.521%） ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2018年6月12日（火曜日）
委託会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
運用委託先	＜マザーファンド＞ アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ
受託会社	株式会社りそな銀行

アクサ IM・グローバル・ロボット関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

商品分類	**追加型株式投資信託／適格機関投資家私募**
基本方針	**アクサ IM・グローバル・ロボット関連株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。**
主要投資対象	**マザーファンドの受益証券**
投資態度	**1.主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。** **2.マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。** **3.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。** **4.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。** **＜マザーファンド＞** **1.技術革新が進展することで、ロボットおよび自動システムならびにセンサーシステムが産業プロセス、交通、ヘルスケアおよびコンシューマー向けアプリケーションに、より一層統合されることを目指す分野に着目し、世界中の主としてロボット関連および自動システムに関する調査、開発、デザインおよび製作に従事する企業に投資することで、信託財産の成長を目指して運用を行います。** **2.ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。** **イ）日本を含む世界の金融商品取引所に上場している株式から、ロボット・テクノロジーに関連する成長テーマを特定し、金融・経済情勢などを勘案することで長期にわたり成長の可能性を有する企業群を投資対象銘柄とします。** **ロ）投資対象銘柄の中から、中長期的にロボット関連事業が業績に対して大きな影響を有することが期待される企業に着目し、高度な技術力、強力な経営陣、価格決定力および業績上方修正の可能性などを考慮することで、組入候補銘柄を選定します。** **ハ）選定した組入候補銘柄から、アクサ・インベストメント・マネージャーズの企業調査機能などを活用し、中長期的な業績拡大によって株価上昇が見込まれる銘柄を選択します。また、株価の上昇期待度、下落の余地やバリュエーションなどを考慮して組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。** **3.株式および株式関連証券の組入比率は、原則として高位に維持します。** **4.運用にあたっては、アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。** **5.外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。** **6.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。**

ベンチマーク	なし
主な投資制限	1.株式への実質投資割合には、制限を設けません。 2.外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 3.同一企業が発行する株式の実質組入比率の合計は、純資産総額の10%以下とします。 4.有価証券先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引は行いません。 5.有価証券の空売りは行いません。 6.信用取引は行いません。 7.資金の借り入れは信託財産の純資産総額の10%以内とします。 8.上記にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャーおよび債券等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 9.投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除く。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
決算日	年2回　毎年2月13日、8月13日(同日が休業日の場合は翌営業日) 初回決算日：2016年8月15日（月曜日）
信託期間	約10年（2025年9月11日（木曜日）まで）とします。ただし、信託満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
収益分配方針	毎決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（繰越欠損補填後、評価損益を含む）等の金額とします。 ②分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
運用管理費用(信託報酬)等	純資産総額に対し、年率0.5775%（税抜0.525%）を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)の他に、信託事務の諸費用、監査報酬、およびその他諸費用がかかります。
設定日	2015年12月8日
委託会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
運用委託先	＜マザーファンド＞ アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッド
受託会社	株式会社りそな銀行

ＳＭＤＡＭ・グローバルＥＶ関連株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

商品分類	追加型株式投資信託／適格機関投資家私募

基本方針	グローバルＥＶ関連株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券
投資態度	1.マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界の株式の中から、ＥＶ(電気自動車)関連企業の株式を主要投資対象とします。 2.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 3.マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 4.資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ＜マザーファンド＞ 1.世界の株式の中から、ＥＶ(電気自動車)関連企業の株式を主要投資対象とします。 2.組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 3.運用指図にかかる権限をロベコ・スイス・エージーへ委託します。 4.資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
ベンチマーク	なし
主な投資制限	1.株式への実質投資割合には、制限を設けません。 2.同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 3.投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 4.外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決算日	年１回　毎年１月23日（同日が休業日の場合は翌営業日） ※第１計算期間は、2020年７月17日から2021年１月25日までとします。
信託期間	無期限
収益分配方針	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 1.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 2.収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。 3.留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬等	信託財産の純資産総額に年0.7491%（税抜0.681%）の率を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2020年７月17日（金）
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

運用委託先	＜マザーファンド＞ ロベコ・スイス・エージー
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

ＳＭＤＡＭ・フード・テクノロジー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）

商品分類	追加型株式投資信託／適格機関投資家私募
基本方針	フード・イノベーション厳選株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券
投資態度	1.マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・新興国、日本を含む世界の取引所に上場している株式※から、主として食糧生産、食生活の変化を捉え高い成長が期待される企業の株式に厳選して投資を行います。 ・企業の成長見通しや株価の割安度、ESG評価等の分析・評価を行い、銘柄選択を行います。 ※　不動産投資信託（REIT）も含みます。 2.実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 3.マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 4.資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ＜マザーファンド＞ 1.新興国、日本を含む世界の取引所に上場している株式※から、主として食糧生産、食生活の変化を捉え高い成長が期待される企業の株式に厳選して投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・企業の成長見通しや株価の割安度、ESG評価等の分析・評価を行い、銘柄選択を行います。 ※　不動産投資信託（REIT）も含みます。 2.組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 3.運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。 なお、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部をニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに再委託します。 4.資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
ベンチマーク	なし

主な投資制限	1.株式への実質投資割合には、制限を設けません。 2.投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 3.外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決算日	年１回　毎年２月10日（同日が休業日の場合は翌営業日） ※第１計算期間は、2020年７月17日から2021年２月10日までとします。
信託期間	無期限
収益分配方針	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 1.分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 2.収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。 3.留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬等	信託財産の純資産総額に年0.8151%（税抜0.741%）の率を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2020年７月17日（金）
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用委託先	＜マザーファンド＞ ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド なお、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部をニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに再委託します。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

Nikkoam FOFs用グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド（適格機関投資家向け）

新商品分類	追加型投信／内外／株式
基本方針	主として、グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	マザーファンド受益証券

投資態度	主として、グローバル・モビリティ・サービス株式マザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ＜マザーファンド＞ 主として、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されているモビリティ・サービス関連企業の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 株式の銘柄選定にあたっては、各企業の成長性、収益性、財務健全性、流動性等を勘案して行ないます。 株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 （運用指図権限の委託） 日興アセットマネジメント アメリカズ・インクに運用指図権限を委託する。
ベンチマーク	なし
主な投資制限	株式：制限なし 投資信託証券：（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除いて）5%以下 外貨建資産：制限なし
決算日	原則、毎年１月20日（休業日の場合は、翌営業日） 初回は、2021年１月20日とする。
信託期間	約９年６ヵ月（2030年１月18日まで）
収益分配方針	毎期分配 （累積投資適用） 原則として次の通り収益分配を行なう。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む）等の全額。 ②分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定する。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともある。 ③留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行なう。
運用管理費用(信託報酬)等	純資産総額に対し、年万分の78.1（税抜）の率を乗じて得た額を日々計上する。 ※運用管理費用（信託報酬）の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2020年７月17日
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社

運用委託先	＜マザーファンド＞ 日興アセットマネジメント アメリカズ・インク
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

グローバルX eコマース ETF（米国籍、米ドル建）

商品分類	米国籍外国上場投資信託/米ドル建
基本方針	Solactive E-commerce Index（以下、対象指数という。）への動きに連動した投資成果をめざします。
主要投資対象	世界の株式
投資態度	原則として、世界の株式に投資し、対象指数への動きに連動した投資成果をめざします。
ベンチマーク	Solactive E-commerce Index
主な投資制限	純資産の 80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
決算日	年1回　毎年10月31日
信託期間	無期限とします。
収益分配方針	原則として以下の方針に基づき分配を行います。 1.分配対象額の範囲は、税引き後の配当等収益等および売買益等とします。 2.分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託報酬等	委託会社報酬　　年0.50% ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2018年11月27日
委託会社	Global X Management Company LLC.
受託会社	Brown Brothers Harriman & Co.　（カストディアン）

グローバルX ヒーローズ（ゲーム&eスポーツ）ETF（米国籍、米ドル建）

商品分類	米国籍外国上場投資信託/米ドル建
基本方針	Solactive Video Games & Esports Index（以下、対象指数という。）への動きに連動した投資成果をめざします。
主要投資対象	世界の株式、ADR、およびGDR
投資態度	原則として、世界の株式に投資し、対象指数への動きに連動した投資成果をめざします。
ベンチマーク	Solactive Video Games & Esports Index
主な投資制限	純資産の80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
決算日	年1回　毎年11月30日
信託期間	無期限とします。
収益分配方針	原則として以下の方針に基づき分配を行います。 1.分配対象額の範囲は、税引き後の配当等収益等および売買益等とします。 2.分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託報酬等	委託会社報酬　　年0.50% ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2019年10月25日
委託会社	Global X Management Company LLC.
受託会社	Brown Brothers Harriman & Co.　（カストディアン）

グローバルX クラウド・コンピューティング ETF（米国籍、米ドル建）

商品分類	米国籍外国上場投資信託/米ドル建
基本方針	Indxx Global Cloud Computing Index（以下、対象指数という。）への動きに連動した投資成果をめざします。
主要投資対象	世界の株式、ADR、およびGDR
投資態度	原則として、世界の株式に投資し、対象指数への動きに連動した投資成果をめざします。
ベンチマーク	Indxx Global Cloud Computing Index
主な投資制限	純資産の80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
決算日	年1回　毎年11月30日
信託期間	無期限とします。
収益分配方針	原則として以下の方針に基づき分配を行います。 1.分配対象額の範囲は、税引き後の配当等収益等および売買益等とします。 2.分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託報酬等	委託会社報酬　　年0.68% ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2019年4月12日
委託会社	Global X Management Company LLC.
受託会社	Brown Brothers Harriman & Co.　（カストディアン）

グローバルX ソーシャルメディア ETF（米国籍、米ドル建）

商品分類	米国籍外国上場投資信託/米ドル建
基本方針	Solactive Social Media Total Return Index（以下、対象指数という。）への動きに連動した投資成果をめざします。
主要投資対象	世界の株式、ADR、およびGDR
投資態度	原則として、世界の株式に投資し、対象指数への動きに連動した投資成果をめざします。
ベンチマーク	Solactive Social Media Total Return Index
主な投資制限	純資産の80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
決算日	年1回　毎年10月31日
信託期間	無期限とします。

収益分配方針	原則として以下の方針に基づき分配を行います。 1.分配対象額の範囲は、税引き後の配当等収益等および売買益等とします。 2.分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託報酬等	委託会社報酬　　年0.65% ※信託報酬の他に、信託事務の諸費用、監査報酬およびその他諸費用がかかります。
設定日	2011年11月14日
委託会社	Global X Management Company LLC.
受託会社	Brown Brothers Harriman & Co.　（カストディアン）

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

①　株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

②　外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則と

して行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国においては、欧米等の先進国と比較して、非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）の発生や、証券の決済の遅延・不能等の発生の可能性が高く、より大きなカントリー・リスクが伴い、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

③　その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※　流動性リスクに関する事項

・　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

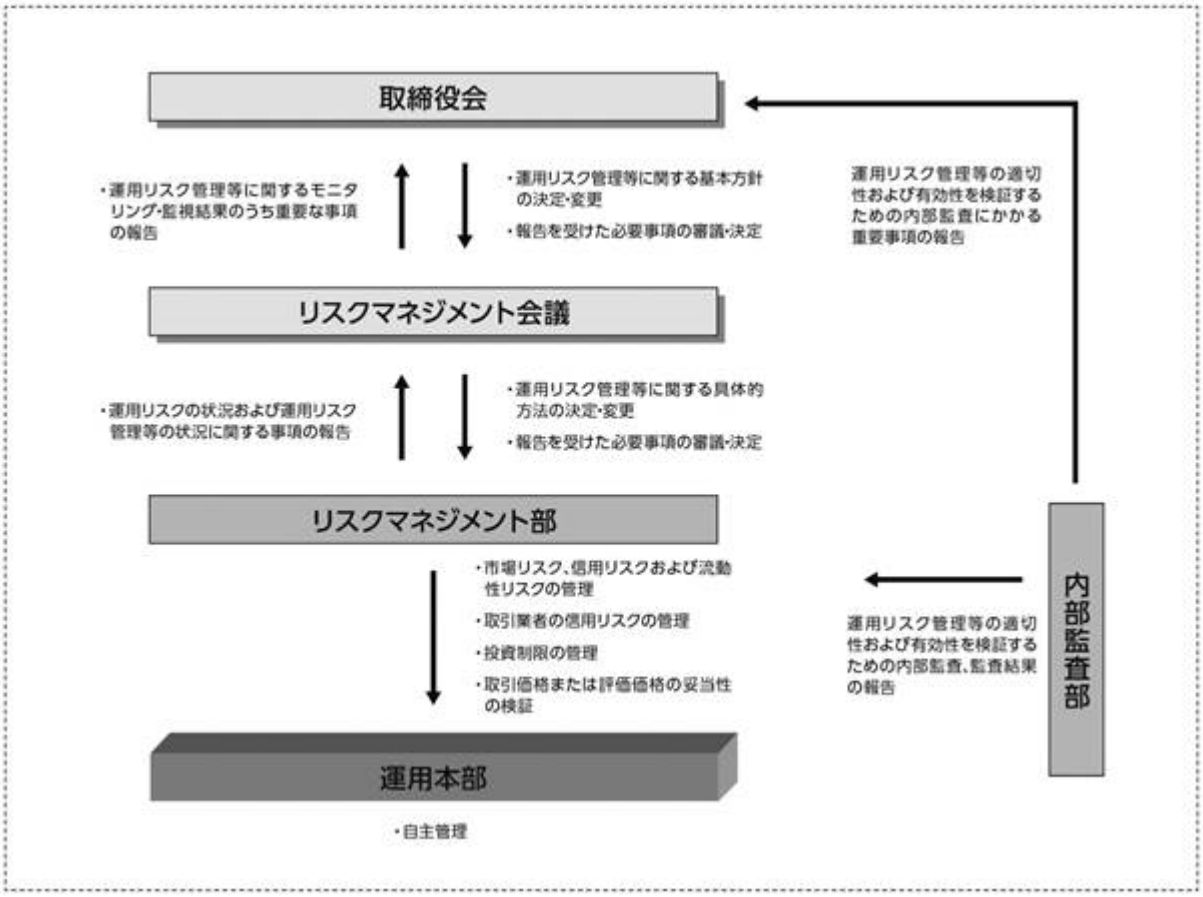

※　流動性リスクに対する管理体制

- **委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。**
- **取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。**

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

［ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）］

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

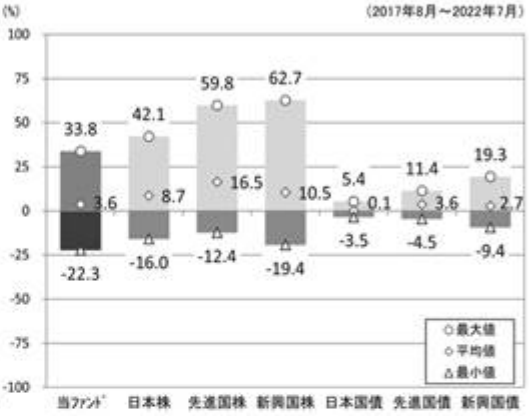

［ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）］

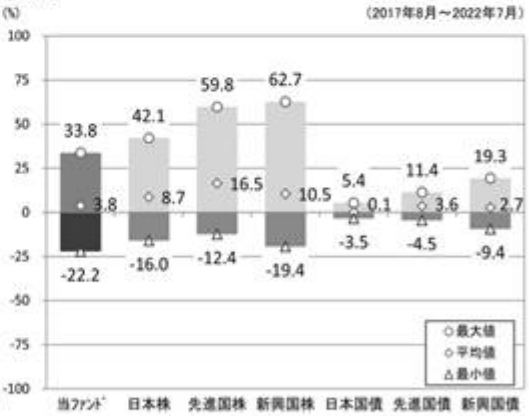

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●東証株価指数（TOPIX）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html〕●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。
申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。
「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.122%（税抜1.02%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.3% （税抜）	年率0.7% （税抜）	年率0.02% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

⑤ マザーファンドの投資ユニバースに含まれる投資信託証券の信託報酬を考慮した、投資者が実質的に負担する信託報酬率の概算値（2022年7月末日時点）は、年率1.67%（税抜1.55%）～1.96%（税抜1.78%）程度です。実際の組入状況等により変動します。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④　信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

①　個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」の適用対象です。毎年、一

定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2022年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）】

(1)【投資状況】(2022年7月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	62,817,130,127	99.90
内 日本	62,817,130,127	99.90
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	59,834,314	0.10
純資産総額	62,876,964,441	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】(2022年7月29日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	Society 5.0関連株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	55,335,738,308	1.0863 60,111,213,361	1.1352 62,817,130,127	99.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.90%
合計	99.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2021年1月19日)	67,410,321,886	67,410,321,886	1.2581	1.2581
第2計算期間末 (2021年7月19日)	105,009,097,588	105,009,097,588	1.3143	1.3143
2021年7月末日	106,126,492,215	－	1.3232	－
8月末日	104,645,321,400	－	1.3517	－
9月末日	96,776,379,404	－	1.3003	－
10月末日	98,692,708,801	－	1.3654	－
11月末日	91,278,749,176	－	1.3265	－
12月末日	88,530,896,616	－	1.3199	－
第3計算期間末 (2022年1月19日)	80,145,571,706	80,145,571,706	1.2154	1.2154
2022年1月末日	72,432,689,310	－	1.1099	－
2月末日	71,340,910,120	－	1.1131	－
3月末日	77,386,238,885	－	1.2273	－
4月末日	66,678,019,983	－	1.0946	－
5月末日	63,372,896,971	－	1.0665	－
6月末日	61,845,477,705	－	1.0623	－
第4計算期間末 (2022年7月19日)	60,701,126,334	60,701,126,334	1.0626	1.0626
7月末日	62,876,964,441	－	1.1101	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	25.8
第2計算期間	4.5
第3計算期間	△7.5
第4計算期間	△12.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	41,442,741,433	2,517,752,672
第2計算期間	40,151,762,243	13,835,753,002
第3計算期間	6,795,844,146	20,751,592,980
第4計算期間	1,209,479,997	10,029,113,112

(注)　当初設定数量は14,658,187,773口です。

（参考）マザーファンド

Society 5.0関連株マザーファンド

(1) 投資状況（2022年7月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		99,029,562,215	98.08
	内 日本	69,838,096,837	69.17
	内 アメリカ	29,191,465,378	28.91
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1,938,094,939	1.92
純資産総額		100,967,657,154	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2022年7月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	SMDAM・グローバルEV関連株ファンド	日本	投資信託受益証券	5,798,364,001	1.6670 9,665,872,789	1.7758 10,296,734,792	10.20
2	フィデリティ・世界医療機器関連株ファンド・セレクト(為替ヘッジなし)	日本	投資信託受益証券	5,948,867,586	1.3333 7,931,625,153	1.4285 8,497,957,346	8.42

3	テクノロジー株式ファンド	日本	投資信託受益証券	6,241,382,882	1.2335 7,698,745,784	1.2968 8,093,825,321	8.02
4	三菱UFJ国際 サイバーセキュリティ株式オープン(為替ヘッジなし)	日本	投資信託受益証券	6,222,772,398	1.2649 7,871,184,806	1.2901 8,027,998,670	7.95
5	Nikkoam グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド	日本	投資信託受益証券	5,861,554,604	1.2561 7,362,698,738	1.3300 7,795,867,623	7.72
6	アクサ IM・グローバル・ロボット関連株式ファンド(為替ヘッジなし)	日本	投資信託受益証券	3,020,774,091	2.3152 6,993,696,176	2.4960 7,539,852,131	7.47
7	GLOBAL X CLOUD COMPUTING ETF	アメリカ	投資信託受益証券	3,200,000	2,191.45 7,012,642,560	2,331.44 7,460,624,640	7.39
8	アクサ IM・グローバル・フィンテック関連株式ファンド(為替ヘッジなし)	日本	投資信託受益証券	5,129,083,815	1.2230 6,272,869,506	1.2933 6,633,444,097	6.57
9	Nikkoam グローバル全生物ゲノム株式ファンド	日本	投資信託受益証券	7,667,680,199	0.8434 6,466,921,479	0.8598 6,592,671,435	6.53
10	GL X TELEMEDICINE DIG HEALTH	アメリカ	投資信託受益証券	3,605,000	1,612.22 5,812,212,993	1,728.39 6,230,854,602	6.17
11	GLOBAL X ART INTEL & TECH	アメリカ	投資信託受益証券	2,013,079	2,849.69 5,736,658,544	3,004.49 6,048,286,193	5.99
12	GLOBAL X SOCIAL MEDIA ETF	アメリカ	投資信託受益証券	1,315,000	4,420.59 5,813,079,006	4,473.09 5,882,113,745	5.83
13	グローバルIoT関連株ファンド(為替ヘッジなし)	日本	投資信託受益証券	1,663,240,241	2.0293 3,375,213,421	2.2320 3,712,352,217	3.68
14	SMDAM・フード・テクノロジー株式ファンド	日本	投資信託受益証券	1,780,358,578	1.4190 2,526,328,822	1.4870 2,647,393,205	2.62
15	GLOBAL X E-COMMERCE ETF	アメリカ	投資信託受益証券	752,587	2,261.44 1,701,936,366	2,390.67 1,799,189,873	1.78
16	GLOBAL X VIDEO GAMES& ESPORT	アメリカ	投資信託受益証券	598,909	2,816.04 1,686,552,419	2,956.03 1,770,396,325	1.75

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.08%
合計	98.08%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

●ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）

2022年7月29日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,101円
純資産総額	628億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	4.5%
3カ月間	1.4%
6カ月間	0.0%
1年間	−16.1%
3年間	−
5年間	−
設定来	11.0%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

当初設定日（2020年7月20日）～2022年7月29日

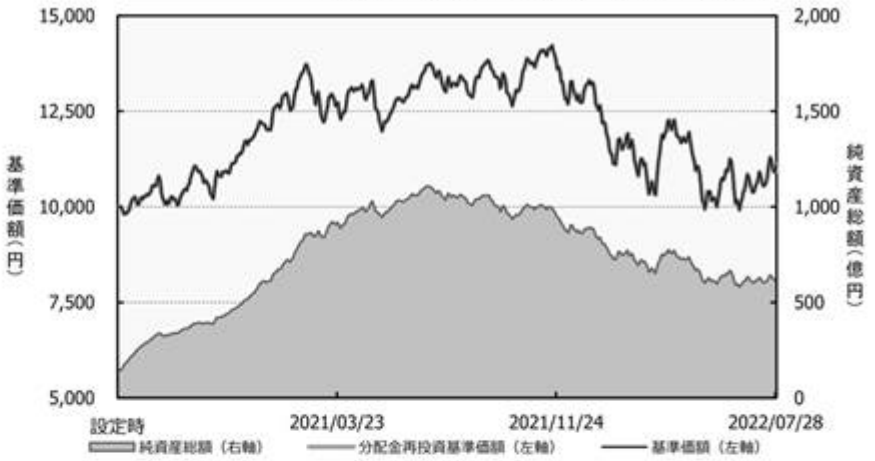

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第1期 21年1月	第2期 21年7月	第3期 22年1月	第4期 22年7月
分配金	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況　　※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	比率
国内投資信託	10	69.1%	SMDAM・グローバルEV関連株ファンド	10.2%
外国投資信託	6	28.9%	フィデリティ・世界医療機器関連株ファンド・セレクト（為替ヘッジなし）	8.4%
			テクノロジー株式ファンド	8.0%
			三菱UFJ国際 サイバーセキュリティ株式オープン（為替ヘッジなし）	7.9%
			Nikkoam グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド	7.7%
			アクサ IM・グローバル・ロボット関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	7.5%
			グローバルX クラウド・コンピューティング ETF（米国籍、米ドル建）	7.4%
			アクサ IM・グローバル・フィンテック関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	6.6%
			Nikkoam グローバル全生物ゲノム株式ファンド	6.5%
コール・ローン、その他		2.0%	グローバルX eドック（遠隔医療＆デジタルヘルス）ETF	6.2%
合計	16	100.0%	合計	76.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

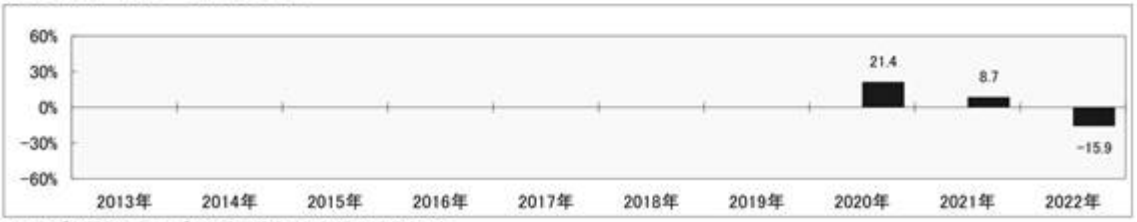

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2020年は設定日（7月20日）から年末、2022年は7月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）】

(1) 【投資状況】 (2022年7月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	38,152,666,616	99.90
内 日本	38,152,666,616	99.90
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	36,993,979	0.10
純資産総額	38,189,660,595	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2022年7月29日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	Society 5.0関連株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	33,608,761,995	1.0863 36,509,198,159	1.1352 38,152,666,616	99.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.90%
合計	99.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (2021年1月19日)	19,116,997,949	19,443,957,656	1.1694	1.1894
第2特定期間末 (2021年7月19日)	49,044,958,343	49,934,425,957	1.1028	1.1228
2021年7月末日	50,726,501,553	―	1.1102	―
8月末日	53,589,608,699	―	1.1243	―
9月末日	52,314,608,555	―	1.0625	―
10月末日	54,433,639,892	―	1.0948	―
11月末日	52,821,780,558	―	1.0453	―
12月末日	53,097,273,208	―	1.0297	―
第3特定期間末 (2022年1月19日)	48,412,212,775	48,412,212,775	0.9484	0.9484
2022年1月末日	43,986,281,243	―	0.8668	―
2月末日	43,798,252,355	―	0.8690	―
3月末日	47,614,241,862	―	0.9582	―
4月末日	41,292,161,594	―	0.8546	―
5月末日	39,101,895,707	―	0.8327	―
6月末日	37,656,509,686	―	0.8294	―
第4特定期間末 (2022年7月19日)	36,908,121,128	36,908,121,128	0.8296	0.8296
7月末日	38,189,660,595	―	0.8667	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0800
第2特定期間	0.1200
第3特定期間	0.0800
第4特定期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	24.9
第2特定期間	4.6
第3特定期間	△6.7
第4特定期間	△12.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	13,574,663,470	135,351,622
第2特定期間	29,823,227,185	1,697,831,846
第3特定期間	12,312,575,722	5,737,839,852
第4特定期間	1,197,876,531	7,759,517,577

(注)　当初設定数量は2,908,673,525口です。

（参考）マザーファンド

Society 5.0関連株マザーファンド

前記「ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）

2022年7月29日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	8,667円
純資産総額	381億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	4.5%
3カ月間	1.4%
6カ月間	-0.0%
1年間	-16.0%
3年間	-
5年間	-
設定来	11.3%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：800円　　設定来分配金合計額：2,800円

決算期	第13期 21年8月	第14期 21年9月	第15期 21年10月	第16期 21年11月	第17期 21年12月	第18期 22年1月	第19期 22年2月	第20期 22年3月	第21期 22年4月	第22期 22年5月	第23期 22年6月	第24期 22年7月
分配金	100円	200円	200円	200円	100円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	比率
国内投資信託	10	69.1%	SMDAM・グローバルEV関連株ファンド	10.2%
外国投資信託	6	28.9%	フィデリティ・世界医療機器関連株ファンド・セレクト（為替ヘッジなし）	8.4%
			テクノロジー株式ファンド	8.0%
			三菱UFJ国際 サイバーセキュリティ株式オープン（為替ヘッジなし）	7.9%
			Nikkoam グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド	7.7%
			アクサ IM・グローバル・ロボット関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	7.5%
			グローバルX クラウド・コンピューティング ETF（米国籍、米ドル建）	7.4%
			アクサ IM・グローバル・フィンテック関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	6.6%
			Nikkoam グローバル全生物ゲノム株式ファンド	6.5%
コール・ローン、その他		2.0%	グローバルX eドック（遠隔医療＆デジタルヘルス） ETF	6.2%
合計	16	100.0%	合計	76.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

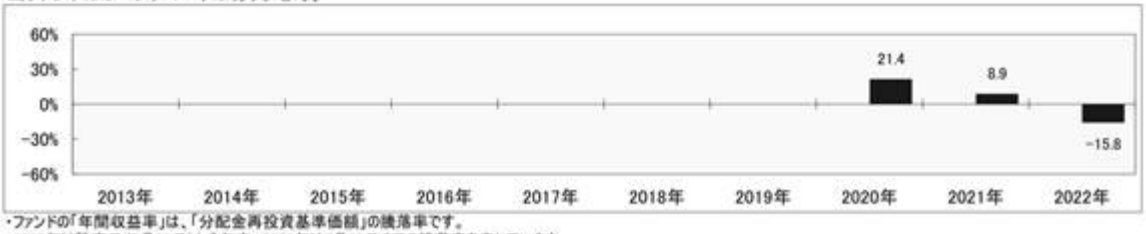

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2020年は設定日（7月20日）から年末、2022年は7月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。なお、販売会社によっては「資産成長型」または「予想分配金提示型」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．またはロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けは行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．に掲げる日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日

ハ．前イ．、前ロ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中については1万口当たり1万円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、当初申込期間の申込みにおいては、当初申込期間の最終日の販売会社所定の時間までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当初申込期間の受付分として取扱います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録

を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．ロ．またはハ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．に掲げる日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日

ハ．前イ．、前ロ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消すことができるものとします。一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数

と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・組入投資信託証券の受益証券：組入投資信託証券は、原則として、計算日の前営業日の基準価額で評価します。ただし、外国の金融商品取引所上場の投資信託証券については、原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）	0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ	https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2020年7月20日から2025年7月18日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

＜資産成長型＞

毎年1月20日から7月19日まで、および7月20日から翌年1月19日までとします。ただし、最終計算期間は、2025年1月20日から2025年7月18日までとします。

＜予想分配金提示型＞

毎月20日から翌月19日までとします。ただし、最終計算期間は、2025年6月20日から2025年7月18日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を「資産成長型」については計算期間の末日および償還時に、「予想分配金提示型」については毎年1月および7月の計算期間の末日ならびに償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

   https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３　【ファンドの経理状況】

【ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2022年1月20日から2022年7月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2022年1月19日現在	第4期 2022年7月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	646,668,780	438,188,065
親投資信託受益証券	80,068,610,722	60,641,074,456
未収入金	177,015,000	364,363,000
流動資産合計	80,892,294,502	61,443,625,521
資産合計	80,892,294,502	61,443,625,521
負債の部		
流動負債		
未払解約金	195,996,835	361,417,366
未払受託者報酬	10,777,014	7,451,374
未払委託者報酬	538,852,936	372,570,474
その他未払費用	1,096,011	1,059,973
流動負債合計	746,722,796	742,499,187
負債合計	746,722,796	742,499,187
純資産の部		
元本等		
元本	※1 65,943,436,941	※1 57,123,803,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,202,134,765	3,577,322,508
（分配準備積立金）	8,833,791,833	7,506,747,364
元本等合計	80,145,571,706	60,701,126,334
純資産合計	80,145,571,706	60,701,126,334
負債純資産合計	80,892,294,502	61,443,625,521

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自　2021年7月20日 至　2022年1月19日	第4期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
営業収益		
受取利息	1,359	－
有価証券売買等損益	△ 5,571,919,647	△ 9,260,394,266
営業収益合計	△ 5,571,918,288	△ 9,260,394,266
営業費用		
支払利息	89,210	29,112
受託者報酬	10,777,014	7,451,374
委託者報酬	538,852,936	372,570,474
その他費用	1,096,011	1,059,973
営業費用合計	550,815,171	381,110,933
営業損失（△）	△ 6,122,733,459	△ 9,641,505,199
経常損失（△）	△ 6,122,733,459	△ 9,641,505,199
当期純損失（△）	△ 6,122,733,459	△ 9,641,505,199
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	520,545,004	△ 1,007,447,176
期首剰余金又は期首欠損金（△）	25,109,911,813	14,202,134,765
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,276,772,896	160,379,074
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,276,772,896	160,379,074
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,541,271,481	2,151,133,308
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,541,271,481	2,151,133,308
分配金	※1 －	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,202,134,765	3,577,322,508

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第4期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第3期 2022年1月19日現在	第4期 2022年7月19日現在
1.　※1　期首元本額	79,899,185,775円	65,943,436,941円
期中追加設定元本額	6,795,844,146円	1,209,479,997円
期中一部解約元本額	20,751,592,980円	10,029,113,112円
2.　計算期間末日における受益権の総数	65,943,436,941口	57,123,803,826口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第3期 自　2021年7月20日 至　2022年1月19日	第4期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日

※1　分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,491,795,931円）及び分配準備積立金（8,833,791,833円）より分配対象額は15,325,587,764円（1万口当たり2,324.05円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,769,119,150円）及び分配準備積立金（7,506,747,364円）より分配対象額は13,275,866,514円（1万口当たり2,324.05円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	第4期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	第4期 2022年7月19日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第3期 2022年1月19日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	第4期 2022年7月19日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△6,038,325,148	△8,335,011,017
合計	△6,038,325,148	△8,335,011,017

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期 2022年1月19日現在	第4期 2022年7月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第3期 2022年1月19日現在	第4期 2022年7月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2154円 (12,154円)	1.0626円 (10,626円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	Society 5.0関連株マザーファンド	55,823,505,898	60,641,074,456	
親投資信託受益証券 合計			60,641,074,456	
合計			60,641,074,456	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「Society 5.0関連株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「Society 5.0関連株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年1月19日現在	2022年7月19日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	530,874,091	324,692,584
コール・ローン	2,116,624,690	1,792,191,256
投資信託受益証券	125,103,813,914	95,345,938,807

未収入金	600,000,000	500,000,000
流動資産合計	128,351,312,695	97,962,822,647
資産合計	128,351,312,695	97,962,822,647
負債の部		
流動負債		
未払解約金	436,340,000	444,393,000
流動負債合計	436,340,000	444,393,000
負債合計	436,340,000	444,393,000
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	103,519,138,814	89,770,543,634
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,395,833,881	7,747,886,013
元本等合計	127,914,972,695	97,518,429,647
純資産合計	127,914,972,695	97,518,429,647
負債純資産合計	128,351,312,695	97,962,822,647

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、外国金融商品市場もしくは店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2022年1月19日現在	2022年7月19日現在
1．※1　期首	2021年7月20日	2022年1月20日
期首元本額	115,513,740,793円	103,519,138,814円
期中追加設定元本額	8,642,784,853円	547,493,512円
期中一部解約元本額	20,637,386,832円	14,296,088,692円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）	64,796,156,610円	55,823,505,898円
ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）	38,722,982,204円	33,947,037,736円
計	103,519,138,814円	89,770,543,634円
2．　期末日における受益権の総数	103,519,138,814口	89,770,543,634口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年7月19日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2022年1月19日現在	2022年7月19日現在

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△12,411,847,145	△28,886,932,522
合計	△12,411,847,145	△28,886,932,522

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2021年7月20日から2022年1月19日まで、及び2021年7月20日から2022年7月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年1月19日現在	2022年7月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2022年1月19日現在	2022年7月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2357円 (12,357円)	1.0863円 (10,863円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円			日本円	
		Nikkoam FOFs用グローバル・モビリティ・サービス株式ファンド（適格機関投資家向け）	5,861,554,604	7,362,698,738	
		Nikkoam FOFs用グローバル全生物ゲノム株式ファンド（適格機関投資家向け）	7,667,680,199	6,466,921,479	
		ＳＭＤＡＭ・グローバルＥＶ関連株ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	5,798,364,001	9,665,872,789	

		ＳＭＤＡＭ・フード・テクノロジー株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	1,780,358,578	2,526,328,822	
		テクノロジー株式ファンド（適格機関投資家専用）	6,241,382,882	7,698,745,784	
		フィデリティ・世界医療機器関連株ファンド・セレクト（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	6,164,199,197	8,218,726,789	
		三菱ＵＦＪ国際 サイバーセキュリティ株式オープン（為替ヘッジなし）（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	6,222,772,398	7,871,184,806	
		アクサ IM・グローバル・フィンテック関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	5,207,172,211	6,368,371,614	
		グローバルIoT関連株ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,663,240,241	3,375,213,421	
		アクサ ＩＭ・グローバル・ロボット関連株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	3,143,594,037	7,278,048,914	
	日本円　小計			日本円 66,832,113,156	
	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		GLOBAL X ART INTEL & TECH	2,013,079.000	42,616,882.430	
		GLOBAL X SOCIAL MEDIA ETF	1,315,000.000	43,184,600.000	
		GLOBAL X E-COMMERCE ETF	752,587.000	12,643,461.600	
		GLOBAL X CLOUD COMPUTING ETF	3,200,000.000	52,096,000.000	
		GLOBAL X VIDEO GAMES& ESPORT	598,909.000	12,529,176.280	
		GL X TELEMEDICINE DIG HEALTH	3,605,000.000	43,178,166.500	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 206,248,286.810 (28,513,825,651)	
投資信託受益証券　合計				95,345,938,807 [28,513,825,651]	
合計				95,345,938,807 [28,513,825,651]	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 6銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2022年1月20日から2022年7月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前　期 2022年1月19日現在	当　期 2022年7月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	627,582,944	57,009,293
親投資信託受益証券	47,849,989,109	36,876,667,092
未収入金	259,325,000	80,030,000
流動資産合計	48,736,897,053	37,013,706,385
資産合計	48,736,897,053	37,013,706,385
負債の部		
流動負債		
未払解約金	275,911,202	71,369,386
未払受託者報酬	934,939	649,997
未払委託者報酬	46,747,343	32,500,288
その他未払費用	1,090,794	1,065,586
流動負債合計	324,684,278	105,585,257
負債合計	324,684,278	105,585,257
純資産の部		
元本等		
元本	※1 51,048,116,582	※1 44,486,475,536
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 2,635,903,807	※2 △ 7,578,354,408
（分配準備積立金）	302,071,874	257,023,477
元本等合計	48,412,212,775	36,908,121,128
純資産合計	48,412,212,775	36,908,121,128
負債純資産合計	48,736,897,053	37,013,706,385

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前　期 自　2021年7月20日 至　2022年1月19日	当　期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
営業収益		
受取利息	374	－
有価証券売買等損益	△ 3,600,956,287	△ 5,629,349,017
営業収益合計	△ 3,600,955,913	△ 5,629,349,017
営業費用		
支払利息	55,800	10,856
受託者報酬	5,865,066	4,572,112
委託者報酬	293,255,652	228,608,085
その他費用	1,090,794	1,065,586
営業費用合計	300,267,312	234,256,639
営業損失（△）	△ 3,901,223,225	△ 5,863,605,656
経常損失（△）	△ 3,901,223,225	△ 5,863,605,656
当期純損失（△）	△ 3,901,223,225	△ 5,863,605,656
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	45,490,918	△ 7,562,208
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,571,577,631	△ 2,635,903,807
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,090,288,708	1,045,667,817
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	1,045,667,817
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,090,288,708	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	404,807,399	132,074,970
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	404,807,399	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	132,074,970
分配金	※1 3,946,248,604	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 2,635,903,807	△ 7,578,354,408

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当　期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	前　期 2022年1月19日現在	当　期 2022年7月19日現在
1.　※1　期首元本額	44,473,380,712円	51,048,116,582円
期中追加設定元本額	12,312,575,722円	1,197,876,531円
期中一部解約元本額	5,737,839,852円	7,759,517,577円
2.　特定期間末日における受益権の総数	51,048,116,582口	44,486,475,536口
3.　※2　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,635,903,807円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,578,354,408円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	前　期 自　2021年7月20日 至　2022年1月19日	当　期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日

※1　分配金の計算過程	（自2021年7月20日　至2021年8月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,876,755,831円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は4,876,755,831円（1万口当たり1,032.89円）であり、うち472,146,482円（1万口当たり100円）を分配金額としております。 （自2021年8月20日　至2021年9月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（571,207,935円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,679,930,845円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は5,251,138,780円（1万口当たり1,092.03円）であり、うち961,718,983円（1万口当たり200円）を分配金額としております。	（自2022年1月20日　至2022年2月21日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,542,284,130円）及び分配準備積立金（294,770,632円）より分配対象額は4,837,054,762円（1万口当たり958.78円）であり、分配を行っておりません。 （自2022年2月22日　至2022年3月22日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,488,313,468円）及び分配準備積立金（290,083,574円）より分配対象額は4,778,397,042円（1万口当たり958.78円）であり、分配を行っておりません。

	（自2021年9月22日　至2021年10月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,129,361,721円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,446,494,676円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は5,575,856,397円（1万口当たり1,118.60円）であり、うち996,936,095円（1万口当たり200円）を分配金額としております。	（自2022年3月23日　至2022年4月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,401,229,118円）及び分配準備積立金（283,079,948円）より分配対象額は4,684,309,066円（1万口当たり958.78円）であり、分配を行っておりません。
	（自2021年10月20日　至2021年11月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,706,714,535円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,506,368,677円）及び分配準備積立金（127,563,876円）より分配対象額は6,340,647,088円（1万口当たり1,263.80円）であり、うち1,003,425,693円（1万口当たり200円）を分配金額としております。	（自2022年4月20日　至2022年5月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,274,414,276円）及び分配準備積立金（274,358,961円）より分配対象額は4,548,773,237円（1万口当たり958.78円）であり、分配を行っておりません。

	（自2021年11月20日　至2021年12月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,599,782,076円）及び分配準備積立金（821,379,597円）より分配対象額は5,421,161,673円（1万口当たり1,058.78円）であり、うち512,021,351円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	（自2022年5月20日　至2022年6月20日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,136,695,719円）及び分配準備積立金（265,355,376円）より分配対象額は4,402,051,095円（1万口当たり958.78円）であり、分配を行っておりません。
	（自2021年12月21日　至2022年1月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,592,300,778円）及び分配準備積立金（302,071,874円）より分配対象額は4,894,372,652円（1万口当たり958.78円）であり、分配を行っておりません。	（自2022年6月21日　至2022年7月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,008,235,267円）及び分配準備積立金（257,023,477円）より分配対象額は4,265,258,744円（1万口当たり958.78円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	当　期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	当　期 2022年7月19日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	前　期 2022年1月19日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当　期 2022年7月19日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△2,289,529,386	2,481,527,304

合計	△2,289,529,386	2,481,527,304

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前　期 2022年1月19日現在	当　期 2022年7月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当　期 自　2022年1月20日 至　2022年7月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前　期 2022年1月19日現在	当　期 2022年7月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9484円 (9,484円)	0.8296円 (8,296円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	Society 5.0関連株マザーファンド	33,947,037,736	36,876,667,092	
親投資信託受益証券　合計			36,876,667,092	
合計			36,876,667,092	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「Society 5.0関連株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「Society 5.0関連株マザーファンド」の状況

前記「ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）

【純資産額計算書】

2022年7月29日

Ⅰ	資産総額	63,003,403,085円
Ⅱ	負債総額	126,438,644円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	62,876,964,441円
Ⅳ	発行済数量	56,642,365,037口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1101円

(参考) Society 5.0関連株マザーファンド

純資産額計算書

2022年7月29日

Ⅰ	資産総額	101,140,175,154円
Ⅱ	負債総額	172,518,000円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	100,967,657,154円
Ⅳ	発行済数量	88,944,500,303口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1352円

ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）

純資産額計算書

2022年7月29日

Ⅰ	資産総額	38,288,256,336円
Ⅱ	負債総額	98,595,741円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	38,189,660,595円
Ⅳ	発行済数量	44,063,684,380口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8667円

(参考) Society 5.0関連株マザーファンド

前記「ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）」の記載と同じ。

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2022年7月末日現在

資本金の額　　151億7,427万2,500円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	77	265,391
追加型株式投資信託	782	21,024,136
株式投資信託　　合計	859	21,289,527
単位型公社債投資信託	86	189,889
追加型公社債投資信託	14	1,420,964
公社債投資信託　合計	100	1,610,853
総合計	959	22,900,380

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

３．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）		当事業年度 （2022年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		4,860		3,168
有価証券		333		486
前払費用		237		332
未収委託者報酬		13,150		13,811
未収収益		49		52
関係会社短期貸付金		18,700		24,900
その他		207		45
流動資産計		37,539		42,799
固定資産				
有形固定資産	※1	224	※1	203
建物		6		4
器具備品		218		198
無形固定資産		1,937		1,770
ソフトウェア		1,882		1,738
ソフトウェア仮勘定		54		31
投資その他の資産		16,121		16,617
投資有価証券		10,159		10,755
関係会社株式		3,705		3,705
出資金		183		177
長期差入保証金		1,068		1,067

繰延税金資産	973	885
その他	30	26
固定資産計	18,283	18,591
資産合計	55,822	61,390

（単位:百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）		当事業年度 （2022年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
預り金		68		65
未払金		8,405		9,856
未払収益分配金		13		26
未払償還金		39		12
未払手数料		4,734		4,917
その他未払金	※2	3,617	※2	4,900
未払費用		3,777		4,246
未払法人税等		804		980
未払消費税等		631		1,016
賞与引当金		950		866
その他		88		2
流動負債計		14,725		17,033
固定負債				
退職給付引当金		2,452		2,399
役員退職慰労引当金		74		13
その他		3		1
固定負債計		2,530		2,415
負債合計		17,256		19,449
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174		15,174
資本剰余金				
資本準備金		11,495		11,495
資本剰余金合計		11,495		11,495
利益剰余金				
利益準備金		374		374
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		10,574		13,925

利益剰余金合計	10,948	14,299
株主資本合計	37,618	40,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	947	971
評価・換算差額等合計	947	971
純資産合計	38,566	41,941
負債・純資産合計	55,822	61,390

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	65,487	74,402
その他営業収益	419	545
営業収益計	65,906	74,948
営業費用		
支払手数料	27,965	31,234
広告宣伝費	624	650
調査費	8,245	9,104
調査費	1,134	1,252
委託調査費	7,110	7,851
委託計算費	1,501	1,729
営業雑経費	1,870	2,051
通信費	240	189
印刷費	478	468
協会費	51	46
諸会費	14	15
その他営業雑経費	1,084	1,331
営業費用計	40,207	44,768
一般管理費		
給料	5,991	5,948
役員報酬	351	306
給料・手当	4,293	4,281
賞与	395	493
賞与引当金繰入額	950	866
福利厚生費	893	867
交際費	32	46
旅費交通費	37	48

租税公課	472	527
不動産賃借料	1,302	1,300
退職給付費用	449	408
役員退職慰労引当金繰入額	28	10
固定資産減価償却費	661	606
諸経費	1,763	1,864
一般管理費計	11,631	11,628
営業利益	14,067	18,551

（単位:百万円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
営業外収益		
投資有価証券売却益	578	327
有価証券償還益	42	40
その他	68	264
営業外収益計	689	631
営業外費用		
投資有価証券売却損	69	59
有価証券償還損	47	0
その他	24	34
営業外費用計	141	93
経常利益	14,616	19,089
特別損失		
システム刷新関連費用	547	-
関係会社整理損失	267	-
投資有価証券評価損	45	331
特別損失計	860	331
税引前当期純利益	13,756	18,757
法人税、住民税及び事業税	4,476	5,950
法人税等調整額	△109	69
法人税等合計	4,366	6,019
当期純利益	9,389	12,738

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 10,564	△ 10,564	△ 10,564
当期純利益	－	－	－	9,389	9,389	9,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	△ 1,175	△ 1,175	△ 1,175
当期末残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 363	△ 363	38,430
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△ 10,564
当期純利益	－	－	9,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,311	1,311	1,311
当期変動額合計	1,311	1,311	136
当期末残高	947	947	38,566

当事業年度（自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	－	－	－	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△ 9,388
当期純利益	－	－	12,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物　　10～18年

器具備品　　４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員･参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（未適用の会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
建物	35百万円	37百万円
器具備品	259百万円	283百万円

※２ 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
未払金	3,473百万円	4,694百万円

３ 保証債務

前事業年度（2021年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,727百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2022年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,900百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月23日定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年３月31日	2020年６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年６月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　9,388百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　3,599円
④ 基準日　2021年３月31日
⑤ 効力発生日　2021年６月23日

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 ３月31日	2021年 ６月23日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　12,737百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　4,883円
④ 基準日　2022年３月31日
⑤ 効力発生日　2022年６月24日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、2019年７月４日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「2019年適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2021年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券（※１）	85	－	－	85
資産合計	85	－	－	85

（※1）2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券333百万円、投資有価証券9,406百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2022年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券（※１）	66	－	－	66
資産合計	66	－	－	66

（※１）2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券486百万円、投資有価証券10,022百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。なお、2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価額によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,677
関連会社株式	2,027	2,027

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	85	55	30
（２）その他	7,179	5,697	1,481
小計	7,265	5,752	1,512
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,561	2,721	△160
小計	2,561	2,721	△160
合計	9,826	8,474	1,352

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	66	55	11
（２）その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	△454
小計	3,753	4,208	△454
合計	10,575	9,180	1,395

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	5,353	578	69
合計	5,353	578	69

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	1,719	327	59

合計	1,719	327	59

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、関係会社株式について267百万円、証券投資信託について45百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
退職給付債務の期首残高	2,574百万円	2,452百万円
勤務費用	155	152
退職給付の支払額	△378	△ 303
その他	101	98
退職給付債務の期末残高	2,452	2,399

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,452百万円	2,399百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,452	2,399
退職給付引当金	2,452	2,399
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,452	2,399

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
勤務費用	155百万円	152百万円
その他	108	67
確定給付制度に係る退職給付費用	263	219

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度186百万円、当事業年度189百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	750	734
賞与引当金	243	227
未払事業税	170	213
投資有価証券評価損	128	144
システム関連費用	155	111
出資金評価損	94	94
その他	298	437
繰延税金資産小計	1,841	1,963
評価性引当額	△254	△ 356
繰延税金資産合計	1,586	1,607
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△ 159
その他有価証券評価差額金	△453	△ 562
繰延税金負債合計	△612	△ 722
繰延税金資産の純額	973	885

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2021年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2022年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

（１） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が74,402百万円、その他545百万円であります。

（２） 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３） 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	19,300 0	関係会社短期貸付金 ―	18,700 ―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	19,000 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係会社	24,900 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,727	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,900	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注4）	14,917 527	未払手数料 長期差入保証金	3,321 1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	883	未払費用	179
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	527	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注４)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注3）	15,348 1,062	未払手数料 長期差入保証金	3,028 1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4）	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注４) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）

１株当たり純資産額	14,784.79円	１株当たり純資産額	16,078.50円
１株当たり当期純利益	3,599.54円	１株当たり当期純利益	4,883.43円

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２)１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
当期純利益（百万円）	9,389	12,738
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2022年4月1日付で、定款について次の変更を致しました。

・監査役の人数の変更（4名以内から5名以内に変更）

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	①　名　称	②　資本金の額 (2022年03月末日現在)	③　事業の内容	④　備考
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	（注6）	
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	（注6）	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	（注1）	
	岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	（注1）	
	株式会社香川銀行	12,000百万円	（注3）	
	株式会社高知銀行	19,544百万円	（注3）	
	株式会社四国銀行	25,000百万円	（注3）	
	株式会社静岡中央銀行	2,000百万円	（注3）	
	株式会社大東銀行	14,743百万円	（注3）	
	株式会社筑邦銀行	8,000百万円	（注3）	
	株式会社富山第一銀行	10,182百万円	（注3）	
	株式会社長野銀行	13,017百万円	（注3）	
	株式会社福島銀行	18,682百万円	（注3）	
	株式会社三十三銀行	37,400百万円	（注3）	

（注1）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
（注2）主として中小企業向け融資業を営んでいます。
（注3）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
（注4）全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
（注5）協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
（注6）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（注7）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
（注8）保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
（注9）保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
（注10）全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
（注11）労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
2022年2月3日	臨時報告書
2022年4月12日	有価証券届出書、有価証券報告書
2022年5月9日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬	友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井	康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月16日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）の2022年1月20日から2022年7月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワSociety 5.0関連株ファンド（資産成長型）の2022年7月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月16日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）の2022年1月20日から2022年7月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワSociety 5.0関連株ファンド（予想分配金提示型）の2022年7月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。